

鳥取市軽費老人ホームに係る処遇改善支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、鳥取市軽費老人ホームに係る処遇改善支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症への対応など、最前線において働く軽費老人ホーム職員を対象として、賃金改善を行う軽費老人ホームに対して、当該賃金改善を行うために必要な経費を補助し、軽費老人ホーム職員の処遇改善を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的の達成に資するため、軽費老人ホーム職員の賃金改善（以下「補助事業」という。）を行う軽費老人ホームの運営者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち、対象とする賃金項目を特定した上で行うものとし、この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。

3 賃金改善の対象は、鳥取市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年鳥取市条例第45号。以下「条例」という。）第11条の職員配置の基準で定める職種に係る軽費老人ホーム職員（介護保険サービスに従事する職員は除く。以下「運営基準職種職員」という。）を基本とするが、その他の軽費老人ホーム職員も含むことができるものとする。

4 本補助金の額は、運営基準職種職員（医師を除く。）の賃金改善額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）以下とし、当該賃金改善を行う前の賃金支払額に3%を乗じた額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を限度とする。

5 本補助金は、全額賃金改善に充てることとし、かつ、安定的な賃金改善を実現するため、賃金改善額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てるものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、福祉部長寿社会課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき書類は、様式第1号によるものとする。

3 規則第4条第2号に掲げる書類は、不要とする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の補助対象経費総額の増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(着手届を要しない場合)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は要しない。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第12条の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに
行わなければならない。

(1) 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 実績報告書に添付すべき書類は、様式第1号によるものとする。

(証拠書類の保管)

第9条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出
について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中
止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管
しておかなければならない。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉
部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月27日から施行し、令和4年度補助事業から適用する。

2 令和4年度補助事業については、令和4年2月分及び3月分の軽費老人ホーム職員の賃金改
善についても対象とする。

3 第3条第5項の規定について、令和4年度補助事業において、就業規則等の改定に時間を要
する等やむを得ない場合にはこの限りではない。